

第2項 地球温暖化防止に向けた動向

主な国際的な取り組み

① 地球温暖化防止京都会議と京都議定書（平成9年(1997年)）

京都で開催された気候変動枠組条約第3回締結国会議（COP3）では、温室効果ガスの国別削減目標が合意されました。削減目標は、各国ごとの排出量を、平成20年(2008年)～平成24年(2012年)の間に、基準年（平成2年(1990年)、一部平成7年(1995年)）のレベルより次表のとおり削減するというものです。（日本、アメリカ合衆国、EUのみ表記）

	日本	アメリカ合衆国 ※	EU
1990年(一部1995年)排出量を基準とした、2008～2012年間の排出量の削減率	6%	7%	8%

※ このうちアメリカ合衆国は、後に、京都議定書から離脱

平成13年(2001年)の第7回締結国会議（COP7、マラケシュ）では、京都議定書の実行ルール（いわゆる京都メカニズム＝国際排出量取引、クリーン開発メカニズム(CDM)、共同実施）が合意されました。

② 京都議定書の発効（平成17年(2005年)）

平成16年(2004年)、ロシアが京都議定書を批准したことにより、同議定書の発効要件（ア 55か国以上が批准、イ 排出抑制義務を負う先進国（日本、EU、アメリカ、ロシアなど）のうち平成2年(1990年)温室効果ガス排出量の55%以上を占める国が批准）を満たしたため、平成17年(2005年)2月16日、京都議定書が発効しました。

議定書合意から7年を経て、議定書の国別削減目標を達成することが批准国の法的な義務になりました。

③ COP17（平成23年(2011年)）

平成23年(2011年)、南アフリカのダーバンにて開催された国連気候変動枠組条約第17回締結国会議（COP17）では、京都議定書の新たな枠組みを作成するため「ダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を立ち上げ、平成27年(2015年)までに作業を完了し、平成32年(2020年)から発効させることとなりました。

この間、京都議定書の第二約束期間を設けることも合意されましたが、すべての国が参加しない京都議定書は公平性、実効性に問題を抱えているとの観点から日本は参加しないこととなりました。

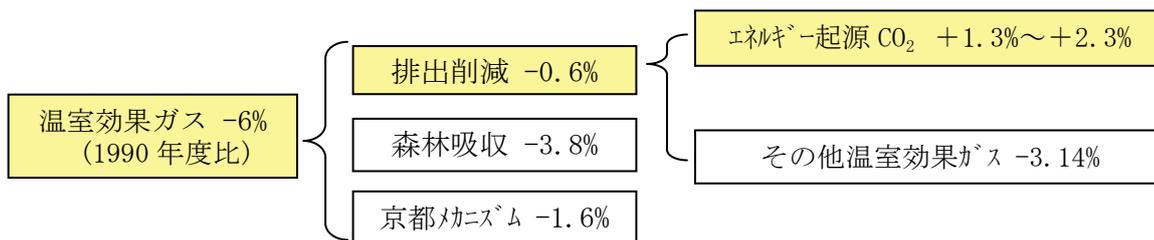
日本の動き

日本では、COP3の合意を受けて、平成10年(1998年)に地球温暖化対策推進大綱を決定し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「地球温暖化対策推進法」)を制定しました。この法律は、政府や地方自治体にその業務に関する温室効果ガスの抑制のための措置を定める計画(=実行計画)の策定を義務づけるなど、先行的な温暖化対策を推進するものです。その後、地球温暖化対策推進法は、京都議定書の歩みとともに、平成20年(2008年)まで4回の改正を経て、現在に至っています。

平成14年(2002年)には、日本は、COP7の合意を受けて京都議定書を批准し、京都議定書の義務を果たすための政策を推進することになりました。そして、平成17年(2005年)2月の京都議定書発効を受け、4月に、政府は「京都議定書目標達成計画」を決定し、目標削減率をそれぞれの対策に配分するとともに、国民、事業者、政府、自治体それぞれにおける対策を本格的に推進するための取組を決定しました。

政府は、京都議定書目標達成計画に定められた目標、施策について平成19年(2007年)に検討を加え、その結果に基づき、平成20年(2008年)3月、京都議定書目標達成計画を全部改定しました。

●京都議定書目標達成計画(改定)における温室効果ガス削減の内訳



※ 京都メカニズムは、海外における日本による排出量削減の取り組み(CDM)、排出量取引など、海外からの排出量枠の獲得のことです。

京都議定書目標達成計画は、地方自治体に対し、従来から地球温暖化対策推進法により義務化している「地球温暖化対策実行計画」の策定等を強化するとともに、地域の温暖化対策計画(=地域推進計画)の策定に努めることを求めています。

このような中、平成21年(2009年)9月、我が国は、ニューヨークにおける国連気候変動サミットにおいて、温室効果ガス排出量を平成32年(2020年)までに平成2年(1990年)比で25%削減することを表明しました。この目標を受けて、従来の「チーム・マイナス6%」から、より二酸化炭素削減に向けた運動へと生まれ変わった「チャレンジ25」を平成22年(2010年)1月から新たに展開し、オフィスや家庭などにおける二酸化炭素削減に向けた具体的な行動の実践を広く国民に呼びかけています。

また、事業者への温暖化対策促進として、平成20年(2008年)5月に省エネルギー法が改正され、従来の工場・事業場ごとのエネルギー管理から、事業者単位への管理に義務付けられました。改正省エネ法における事業者単位の規制体系の導入は、平成21年度実績分(平成22年度報告)から開始しています。

東京都・特別区等の動き

① 東京都の動き

東京都は、平成 20 年（2008 年）3 月、「東京都環境基本計画」を策定し、平成 12 年（2000 年）を基準として、平成 32 年（2020 年）までに東京都の温室効果ガス排出量を 25%削減する目標を掲げました。

さらに、同年 7 月、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下、「東京都環境確保条例」）を改正し、「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」を導入しました。

排出量取引制度では、大規模事業所間の取引に加え、都内中小クレジット、再エネクレジット、都外クレジットを活用できます。対象事業所は、自らの削減対策に加え、排出量取引での削減量の調達により、経済合理的に対策を推進することが出来る仕組みとなっています。

また、平成 22 年度（2010 年度）から、中小規模事業所を都内に設置する全ての事業者が、事業所等ごとのエネルギー使用量や省エネ対策等の実施状況を東京都へ報告する「地球温暖化対策報告書制度」の運用を開始しました。省エネ診断事業や省エネ研修会などの支援策とも連携を図り、多面的に中小規模事業所の地球温暖化の対策を推進しています。

さらに、家庭における省エネ・節電の推進に向けて、平成 28 年度（2016 年度）までに都内で 100 万 kW 相当の太陽エネルギーの利用拡大を図るため、住宅用の太陽エネルギー利用機器導入費用の助成などに取り組んでいます。

② 特別区・オール東京 62 市区町村共同事業の動き

京都議定書の発効を受け、東京 23 区の区長でつくる「特別区長会」では、平成 17 年（2005 年）2 月 24 日、二酸化炭素などの排出抑制、循環型社会の形成、みどりのネットワークづくりなどについて、これまで以上に連携して取り組む決意を示す共同宣言を行いました。

平成 18 年度（2006 年度）には、地球温暖化防止特別区共同事業の重点プロジェクトの一つとして、23 区共通で温室効果ガス排出量の推計を行うことができる手法を開発・整備しました。この共通手法は、平成 20 年度（2008 年度）には区市共通版に拡充されています。

平成 19 年度（2007 年度）は、さらに都内市町村と連携し、共通課題を明確にした共同宣言を行い、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」をスタートさせました。各自治体や地域の特性に応じた自然環境の保護や地球温暖化対策を推進するため、東京の 62 市区町村が共同してさまざまな事業に取り組んでいます。

平成 23 年度（2011 年度）には、① 共通啓発物品等の作成・配布、② 温室効果ガス標準算定手法の共有化推進、③ レジ袋削減キャンペーン、④ カーボン・オフセットの研究、などの事業を展開しました。